

「西東京市障害福祉計画・障害児福祉計画策定」の策定と 「西東京市障害者基本計画」の次年度改訂について

1. 趣旨

- 「障害福祉計画」は障害福祉サービスについて 3 か年の見込量及びその確保のための方策を定める計画です。現行計画は平成 27 年度から平成 29 年度を期間とする「第 4 期西東京市障害福祉計画」です。今年度、障害当事者へのアンケート調査や関係団体等へのヒアリングを実施し、ニーズ等を把握しながら、平成 30 年度から平成 32 年度を計画年度とする次期計画を策定します。
- なお、児童福祉法の改正により、障害児へのサービスに関する「障害児福祉計画」の策定が義務づけられました。「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は一体的に作成することが可能とされており、本市では「第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画」として策定するものです。
- 一方、「障害者基本計画」は、障害のある人のための施策全般についての基本的な計画です。現行計画は、平成 26 年度から平成 35 年度の 10 年を計画期間とする「西東京市障害者基本計画」です。5 年めにあたる平成 30 年度に、計画の進捗状況等を踏まえて中間年の見直しを行うことが策定当初より予定されています。今年度実施するアンケート調査等は、次年度の計画改訂にも資する内容として実施します。

■ 「障害福祉計画（・障害児福祉計画）」と「障害者基本計画」の計画期間

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

障害福祉計画

(第 3 期) H24~	(第 4 期)	(第 5 期)	(第 6 期)
-----------------	---------	---------	---------

→ 「障害児福祉計画」と一体的な計画

障害者基本計画

(前期)	(後期)
------	------

▲
中間年の見直し

2. 「障害福祉計画」の概要

- 障害福祉に関するサービス等は、全国一律に定められた障害福祉サービス、障害児に対するサービス、地域の実情に合わせて自治体の実施する地域生活支援事業のほか、地域相談支援、計画相談支援等の相談支援から構成されます。
- 第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画においては、これらサービス等の 3 年間の利用見込量や、国が基本指針において示した成果目標、活動目標を設定します。

<参考（基本指針の概要）>

「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」に係る基本指針について

※「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成29年厚生労働省告示第百十六号）に基づき作成

この基本指針は、

障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨等を踏まえ、障害者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成32年度末の目標を設定するとともに、平成30年度から平成32年度までの第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の作成又は変更にあたって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

1. 成果目標

第4期障害福祉計画	第5期障害福祉計画
<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行 平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点から4%以上削減 	<p>1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行 ②平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点から2%以上削減
<p>[都道府県目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度における入院後3か月時点の退院率の目標を64%以上、1年時点の退院率の目標を91%以上 平成29年6月末時点の長期在院数を平成24年6月末時点の長期在院数から18%以上削減 	<p>2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成32年度末までに全ての圏域・市町村ごとに、協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置 ②精神病床における1年以上長期入院患者数の減少 ③精神病床における早期退院率（入院後3か月時点69%以上、6か月時点84%以上、1年時点90%以上）
<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備 	<p>3. 地域生活支援拠点等の整備</p> <p>地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備</p>
<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者が平成24年度の移行実績の2倍以上 就労移行支援事業の平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上 	<p>4. 福祉施設から一般就労への移行等</p> <ul style="list-style-type: none"> ①福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者が平成28年度の移行実績の1.5倍以上 ②就労移行支援事業の平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加 ③就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上 ④就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上
<p>—</p>	<p>5. 障害児支援の提供体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置 ②平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築 ③平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保 ④平成32年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置

<参考（基本指針の概要 つづき）>

2. 「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」に盛り込む事項

- 1 計画の基本的理念等
- 2 提供体制の確保に係る目標
 - (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標
 - (2) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標
- 3 支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
 - (1) 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
 - (2) 各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- 4 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 5 関係機関との連携に関する事項
 - (1) 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関
その他の関係機関との連携に関する事項
 - (2) 指定通所支援等の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 6 計画の期間

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
18～20年度	21～23年度	24～26年度	27～29年度	30～32年度
- 7 計画の達成状況の点検及び評価方法

3. 各年度における必要な量の見込みを定める障害福祉サービス等の種類

- ・ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
- ・ 生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型、医療型）
- ・ 自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援
- ・ 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援
- ・ 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型・医療型障害児入所施設、障害児相談支援、

3. 障害者基本計画の概要

- 障害者のための施策の基本的な事項を定める中長期の計画であり、障害者基本計画と障害福祉計画・障害児福祉計画とは調和が保たれたものである必要があります。

4. 今年度の「障害福祉計画・障害児福祉計画」策定の流れ

- 障害福祉計画の策定にあたっては、西東京市全体の人口や障害者数の推移、これまでのサービス等の利用実績等を分析し、今後3年間のサービス等の利用見込量を設定します。
- また、上記に加え、障害のある人に対するアンケート調査や団体等へのヒアリングを実施し、障害のある人の具体的なニーズを把握するとともに、計画案についてパブリックコメントを実施することで市民の意見を計画に反映させる機会を設けます。

(1) アンケート調査

- サービスの利用状況・認知状況や満足度（十分にサービスを利用できているか）、今後の利用意向等をたずね、平成30年度から平成32年度のサービス必要量の見込みや必要量確保のための方策などを検討する際の基礎資料とします。
- あわせて、「障害者基本計画」の改訂に向け、就労・社会参加や生きがい、権利擁護、教育、就労、医療・保健、安心・安全対策など、幅広い生活ニーズに応じたさまざまな支援方策の検討に資する調査項目を設定します。

(2) 団体等ヒアリング

- アンケート調査だけではつかみきれないさまざまな課題等をきめ細かく把握するため、市内で活動する障害者団体やサービス事業者等に対してヒアリングを実施します。主なヒアリング項目としては、下記を想定します。

■障害者団体・支援団体を対象としたヒアリング項目案

-
- ・ 団体の活動内容
 - ・ 活動を行っていて困っていること、市に期待する支援内容
(会員・活動参加者からの声として)
 - ・ 行政窓口や公共施設等におけるサービス利用に関して不都合や不便を感じる事
 - ・ 日常生活（社会生活）を営むにあたり不都合や不便を感じる事
 - ・ 計画に盛り込んでほしい事項（策定にあたって留意してほしい事項）
- 等
-

■サービス事業者を対象としたヒアリング項目案

-
- ・ 現在実施しているサービスの種類、提供実績
 - ・ 今後実施を予定・検討しているサービスの種類、提供規模
 - ・ 新たに創設されるサービスへの参入意向
 - ・ 経営状況・課題、事業展開に際し行政に期待する支援内容
 - ・ サービスの質の維持・向上に関する取組状況
- 等
-

5. スケジュール

